平成２５年（フ）第９１１号
埼玉県上尾市大字瓦葺1846番地16、旧住所さいたま市見沼区春野２丁目４番５―201号
破産者　中村　晃三
1　決定年月日　平成26年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第２２２４号
神奈川県鎌倉市津西２丁目１番９号
破産者　吉原　央能
1　決定年月日　平成26年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２２５号
長野市大字安茂里2160番地19　宮島第一コーポ１階西側
破産者　青柳　利彦
1　決定年月日　平成26年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第５６８号
静岡県焼津市塩津278番地の２　メゾンポレール303号、旧住所静岡県藤枝市岡部町三輪1387番地
破産者　大畑　芳男
1　決定年月日　平成26年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第６９２号
静岡市駿河区有東１丁目３番11号
破産者　石川　英子
1　決定年月日　平成26年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第４９号
静岡市清水区三光町１番34号
破産者　石代　裕之
1　決定年月日　平成26年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第４７７２号
兵庫県三田市東本庄366番地
破産者　堀　　利明
1　決定年月日　平成26年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４８１号
大阪市淀川区三津屋北１丁目17番３号　サンハイツ２―306号
破産者　河森日出美こと　徐　　徳南
1　決定年月日　平成26年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第７８４号
大阪府東大阪市岩田町４丁目16―18、住民票上の住所大阪府東大阪市稲葉１丁目５番８号
破産者　秦野電気こと　秦野　高行
1　決定年月日　平成26年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第８７７号
大阪府岸和田市下松町1002番地　ハビネスニシムラ101号
破産者　烏野　準一
1　決定年月日　平成26年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１０３７号
大阪府寝屋川市三井が丘２丁目９番７―403号
破産者　岸本　忠明
1　決定年月日　平成26年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２１６４号
大阪府八尾市春日町１丁目９番10―209号
破産者　北山皇一郎
1　決定年月日　平成26年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２２０８号
三重県南牟婁郡紀宝町平尾井36、住民票上の住所大阪府高槻市大手町３番17―302号
破産者　岡本　圭右
1　決定年月日　平成26年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２３９４号
大阪市東成区大今里２丁目10番15号
破産者　土井　孝之
1　決定年月日　平成26年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１１３４号
大阪府松原市一津屋２丁目８番４―506号、旧店舗大阪府大阪狭山市大野台２丁目13―３
破産者　手づくりパン工房パンプキンこと　野里　茂樹
1　決定年月日　平成26年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第３９号
大阪府羽曳野市はびきの２丁目７番17―1011号、前住所堺市美原区多治井232番地239　庄司方
破産者　曽我　優子
1　決定年月日　平成26年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第２０１号
堺市西区津久野町３丁７番21号
破産者　梶　　光伴
1　決定年月日　平成26年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第３３７号
大阪府松原市上田７丁目６番28号
破産者　伊藤　　繁
1　決定年月日　平成26年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第３４０号
大阪府羽曳野市西浦２丁目1690―２―205
破産者　藤原　　保
1　決定年月日　平成26年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係